

明治期甲府製糸業と用水問題

有 泉 貞 夫

はじめに

第二次大戦前の日本経済のなかで、製糸業は、輸出・外貨獲得の主産業であり、甲府市産業においても表のように圧倒的比重を占めていた。さかのぼって明治前年期、とくに明治一〇年代では、甲府は雇庸工女数五〇人以上の製糸工場が、全国でもっとも集中した都市であった。この製糸業の発展が、単に経済面だけでなく、用水問題を媒介に明治期の市民生活や市政とも影響しあう密接な関係をもっていたことが、市史のための史料調査検討で少しずつ明らかになってきた。この辺を中間報告としてまとめてみた。

一 山梨県勧業製糸場と用水

幕末開港以前には、甲州は蚕糸業で全国的に見て際立って進んだ地域ではなかった。発展を見せはじめるのは、横浜開港以後のことであった。しかし、素地のないところでの輸出需要による生産の増大は、たちまち粗製濫造となり、甲州生糸は悪評で低価格に甘んじなければならなかった。これを克服しようとして、幕末の甲府生糸

商の間に、技術革新の気運が急速に高まった。若尾逸平の伝記は、かれが文久二年に六人取の製糸器械を実用化したと記し、慶応三年五月の、従来からの糸賃引きを圧迫する「銘々宅へ製作人呼び集め生糸に致し候者」を規制しようとした町触れからも、すでに工場制

手工業の存在
がうかがわれ
る。さらに国
立国会図書館
蔵、明治二年
(一八六九)
の英国公使館
員O・アダム
スの蚕糸業地
帯視察報告記
(Report by
Mr. Adams,
Secretary to

甲府市主要工場の状況（大正15年）

種 別	工場数	年 産 額	従業員数
		千円	人
製 糸 業	71	12,458	5,076
生糸再繰	5	156	281
新聞印刷	11	333	197
機械器具	8	66	72
製材木工	5	127	35
水晶加工	2	52	43
製 綿 業	4	206	51
製 菓 業	3	285	51
醸 造 業	3	353	45
他	5	543	58

『甲府市史—市制施行以後』

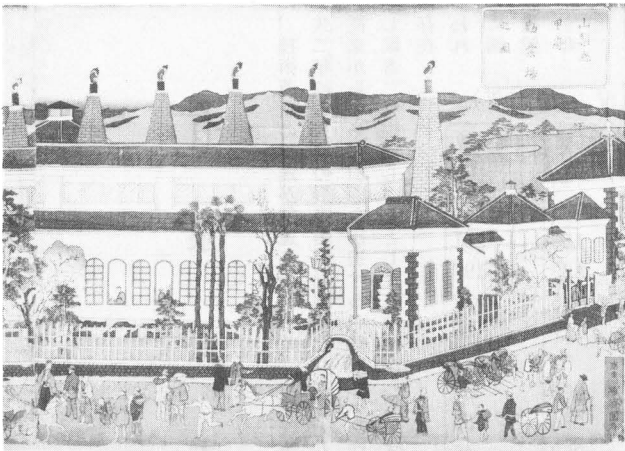
Her Majesty's Legation in Japan, on the Central Silk District of Japan) には、かれが視察した前橋・上田・諏訪・甲府・八王子のうち、甲府についてだけつぎのような記述がある。

甲府で我々はある工場をたずねる機会をもった。そこでは一二の糸枠 (Winder) が一本の軸に装置され作動していた。取子たち (reelers) は、それぞれの枠に向きあつて坐っていた。さらに、そこには一人の男(または女)がいたが、かれの専任の仕事は、その装置を運転することであつた。(同書一〇頁)。

ここに見るように、糸枠の回転と糸取りが分業となり、工程中いちばん注意を要する接緒を、工女が両手でできるようになり、未熟な工女でも、いままでより太さ(デニール)の揃った糸がとれ、甲州糸の声価が上ることを期待したのでらう。そしてこの製糸器械改良努力の代表者が、山田町の元紙商名取彦兵衛(雅樹)であつた。かれの改良の眼目は、繰糸の途中で糸の水気を除去して、糸を小枠から大枠に揚げ返す工程を省くことだつたと「明治一二年横浜共進会出品人履歴」は語っている。

名取はこの改良に資金を使い果たしたというが、明治六年に着任した青年県令藤村紫朗がこれに注目し、殖産興業の柱とすべく、名取を主任として山梨県勸業製糸場創設が計画された。敷地は錦町一八番地、現在の山梨中央銀行・第一勧銀支店と道路を隔て南側、春日モールと西銀座通りで区切られる一区画があてられた。その工費は、藤村が大蔵省から殖産興業資金として借りうけた、徳川時代の甲州に特有の大小切税法廃止による増税分の二割、二万円のうちから二八〇〇円を予定した。明治六年八月から一年かけて工事が完成したとき、『甲府新聞』(明治七・九・二九)によると、その全容

はつぎのようだったという。敷地の広さは東西七〇間、南北七三間、周囲に高柵をめぐらし、そのなかに会所・工舎・倉庫・食堂などがあり、建物のまわりには数百株の植木や花を植えた。工舎は北側道路に沿い、東西七〇間、南北五間で層楼をもち、西隅に器械を動かす巨大な水車(源車)があつた。水車を動かす水は「甲府城追手門前より地底の伏樋を通し柵門工舎西北隅に至り、巨大な蓮花銅盤よ



山梨県甲府勸業製糸場の図

(山梨県立図書館蔵 甲州文庫)

り噴出す。其高さ平地を抜くこと八尺余、直下して源車に注ぎ」工舎の南軒下を流れて北へ向い市中用水路に合流したとある。工舎の南には中径六尺の周囲に煉瓦を積んだ大きな蒸気釜が据えられた。

外観全体の壮麗さは一曜斎国輝描く錦画によって今に伝えられている。錦絵では柵外の賑わいは東京の風俗を真似たものらしいが、工場建物は実際のそれに近いことが、さきの新聞記事、および名取本家に残された名取雅樹関係文書（現在県立図書館寄託）により確かめられる。工事を指図した棟梁は、この時期にいわる藤村式擬洋風建築を多く手掛けた小宮山弥太郎であった。白い漆喰壁、ガラス窓の枠はペンキ塗り、床と煙突・通風筒は煉瓦作り、玄関にはガス灯（？）が掲げられた。この仕様から、藤村県令が、勧業製糸場に単なる工場としてだけでなく、文明開化の象徴としての意味を持たせようとしていたことを十分にうかがうことができる。

施設の中心である製糸器械の運転の仕組みは、明治一〇年に東京上野公園で開催された勸業博覧会に県庁が出品した模型図と解説によると、工舎の西端に据えつけられた水車の動力が、東西に直列配置された製糸器械二〇連車（二〇セット）に歯車と軸棒の組み合わせで伝達され、各連車ごとに運転開始停止ができるようになっていた。各連車ごとに半月型の銅鍋五個づつ向きあわせ計一〇個備えた煉瓦の竈が据えつけられ、鍋の前に工女が一人づつ居て竈の両脇に一個づつ付いた煮鍋から繭を自分の鍋に匙で移し、糸を繰出し、ケンネルと呼ばれた糸の水気を取り綾を掛ける装置を通して水車動力で回転する糸枠に巻きとっていく。鍋の列の上には水と蒸気の銅管が走り、各工女が把手で注入できた。

建物と設備の概要は以上だが、蒸気管・水管は県内から梵鐘を買

い集めて、甲府新青沼の鋳物師が作り、一〇〇〇枚を超えるガラス板と、製糸器械製作に必要な原料鉄塊（なまこ鉄）二〇〇貫は、清水・富士川經由で搬入され、鍛冶町の職人が加工した。煉瓦は甲府域城内で板垣の瓦職人が焼いた。これら建設過程は名取文書中の書類帳簿から窺うことができるが、まさに明治初年の山梨県の土木建築・金属加工技術、さらには輸送力のすべてを結集したといっても過言ではない。だが未経験の仕事ばかりだったので、費用は大幅に超過し、じつに予定の一〇倍近い二七、一五八円も掛ってしまった。それに擬洋風大建築の構造に無理があったのか、明治一〇年一月一七日台風で工舎が倒壊し、その復旧に内務省から一五、〇〇〇円を拝借しなければならなかった。そんな訳で勸業製糸場の創業は困難を極めたが、この大工場の出現と生産糸の横浜市場での「逐年外人ノ信用ヲ得テ其声価ヲ内外ニ伝播シ、該器械製糸ト従前民間慣製ノモノト敢テ市場ノ価格ヲ比較スルニ、百斤ニ付現二百五十拾円以上の差異ヲ生スルニ至ル」という評価の高さが絶大な刺激となり、県内にこれを模した製糸工場が簇生した。明治一四年には工場数二二四、うち工女二〇人以上の工場一四五に達し、生産産額は明治一七年には四三、七七〇貫で全国第四位だが、うち工場生産額は二七、五三五貫で第二位、工場生産比率は六二・八％で全国一位となった。この数字が示すように、山梨県の蚕糸業発展に勸業製糸場創設がもたらした影響は極めて大きかったのだが、その経営と操業には、なお厄介な問題が付いて廻った。

明治一二年七月に、勸業製糸場創設以来の主任であった名取雅樹が辞任している。かれを辞任に追いやったのは、山梨県での自由民権運動の機関紙『峡中新報』が唱えた勸業製糸場が営利企業化して

民間企業を圧迫しているという非難であった。勸業製糸場は、明治九年二五、三一五円、同一〇年一六、九一八円、同一一年二八、四〇〇円と「総益金」を計上している。台風の被害を受けた一〇年を除いて、二五、〇〇〇円以上の利益を上げていることから、『峡中新報』の非難は単なる中傷とも言えない。経営がこのような方向に進まざるを得なかったのは、予定の一〇倍も掛ってしまった建設費と災害復旧費の償却のほかに、県自身がここから他方面への殖産興業資金を捻出したいという期待があったからではないかと想像される。この辺の事情および勸業製糸場を去って後の名取雅樹の悲運の後半生については、拙著『やまなし明治の墓標』（甲斐新書刊行会、一九七九）を見て欲しい。かれは明治三三年京都で没し、左京区黒谷真如堂の墓地に眠っている。

このほかに「甲府市史」の仕事をはじめてつき当ったのは、勸業製糸場の動力である水車を動かす水が、はたして常時確保されたのだろうかという疑問であった。この水車は市民の飲用水を供給する甲府用水の利用をはじめから予定していた。だが、この流量は豊富でも安定したものではなかったからである。

露木寛『江戸時代の甲府用水』が明らかにしているように甲府市中の井戸水は、上府中を除くと殆ど飲用に適さなかった。そのため江戸時代初頭に、すでに遠く西北の荒川上流から取水し、湯川に入られて市中に導き、柳町他一一町に供給する甲府用水が作られていた。江戸時代後期には、これに片山・湯村山の山水と荒川下流陣場堰からの取水で補うようになったが、いずれも農業との共用で、田植え、渇水期には水不足に見舞われていた。

その用水であるから、さきに引用した勸業製糸場落成時の新聞記

事が伝えるように、直径一丈五尺の大水車が調子よく回転するはずはなかった。落成式に行われた一〇月は雨量も多く農業用水需要の少ない時期だから、新聞記事のように、伏樋を通した水が地上八尺の高さに噴出し水車にそそぐ壮観も見られたのだろうが、たちまち勾配・水量不足をきたした。そこで、藤村県令は、困難打開のために、甲府用水改修を考え、町役人に促して、用水改修を発令させたのだということが、典拠は示されていないが、すでに、一九三八年刊行の『甲府水道拡張誌』に書かれており、『甲府市制六十年誌』なども、これを踏襲している。さらにその後、この工事事務を担当した甲府三番組戸長倉鹿野喜詔の日記により、露木寛氏の『三ッ水門』（一九七四）が、工事費予定金額七五〇〇〇円の課出、徴収の困難から、山梨県第一、二区（甲府市域）正副戸長らが、家屋敷を担保にして興産社（第十銀行前身）から借金したことをはじめ、明治八年四月着工、山宮から市中水門町まで三三〇〇間の新規掘割をおこない同九年九月通水開始にいたるまでの苦勞をかなり詳しく紹介している。

だが、この甲府用水改修については、なおはっきりしない部分が多い。まず、勸業製糸場の施設設計に際し、水車動力に甲府用水の水量が不足することに、当事者が気付かなかったのだろうか。また、勸業製糸場の必要から用水改修を行うのであれば、県庁から促されたとしても、なぜ甲府の町役人の側から改修が出願され、しかも、かれらが借財はか、多くの苦勞を忍ばねばならなかったのか。

第一の疑問に関しては、後年、甲府市上水道建設問題が切迫してから、明治三六年三月『山日』紙上に連載された「甲府市飲用水路の沿革」（三六・三・一七～二〇）に収録されている水路沿村から

の工事承諾と水路潰地免租を申請した文書により、すでに明治七年五月に、県勸業掛相川信茂が、塩部・和田・山宮・羽黒・湯村の各村を訪れ、用水路の調査と協力要請（実質的には命令）もおこなっていることがわかった。これで、県側は、用水路改修が勸業製糸場の操業に不可欠なことを承知していたと見てよい。それでなお町側から用水路改修を発企出願させたのは、県側に財源がなく、勸業製糸場自体の建設費が予定を大幅に上廻るなかで、大蔵省、内務省に援助をあらたに要請することは不可能だったからであろう。そうであれば、どんな無理をしても、飲用水路の改良という名目で町役人から出願させ、町の負担で工事をやらせるしかない。その場合、表面きは用水路改修と勸業製糸場水車は無関係、それどころか、用水路改修そのものに県は無関係でなければならない。政府の指示で県が編纂した政官に提出した明治一三年までの公文書集成『山梨県史』は、第二次大戦後に県立図書館から全八巻で刊行され、明治期の山梨県の研究に不可欠の史料となっているが、甲府用水改修に関する文書がこの中に一点も収録されていない。これは藤村県令が、甲府用水改修を県とは無関係ということにして、これを巡る諸事情が後世に伝わり穿鑿されるのを嫌ったためと筆者は想像する。諸事情のうちにはもう一つ、用水路を流れる水を甲府市の専用と出来なかったことも含まれるだろう。これは通過村々が代償に希望した田畑の免・減租が実現できなかったためでないかと思われる。つぎに掲げるのは明治八年二月の、用水路堀割着工の承服と潰地はか影響をうける田畑の免・減租を要請した塩部村からの上申書であるが、同様の文書が、和田・山宮・羽黒・湯村からも上申されている。

塩部村上申書

山梨郡山宮村地内荒川を水源地とし、同村に羽黒村湯村、和田、塩部の諸村を経て旧廓内に立至り甲府市中用水路堀割の義、昨年五月中より願上候に付、水路堀割之模様御検査として相川中沢殿出張夫々検査相成候処、私共村内田畑堀割相成に付き、持主者へ右次第御談示相成候処、一同故障之者無之、潰地の方地価不申受上納仕候に付き、御地面の内潰地相成候分御差除方其節御検査野帳に奥印形差上候迄にて、且又従来私共村内田方用水路今般市中用水路と相成候に付き有代り田面にて内新規堀割堰路相設け湯川の水引入候処、田面高低有之、右新古堰路の間に互る田畑有之候間、其後持主共々御談示候処、是亦た差支無之旨一同申出候に付、畑成之分免下け相成候旨申立候間、右御聞き届被下候はば、田方限り坪数反別取調貢租引方更に可願候、仍て此段申込候 以上
明治八年二月 塩部村戸長副区長連署（山日 三六・三・一七）

このような上申があれば、県は内務・大蔵省に潰地免租の申請を必ず行う筈で、農業用水路に関しては、その申請と許可の例が『県史』にも収録されている。甲府用水に関して、このような文書が『県史』にも県行政文書中にも見当たらないことは、当時、町方への用水路のための潰地の免租という例がほかに殆どなくて大蔵省の許可が得られる見込みがなく、減免租が駄目となれば、県令の勢威をもつてしても、流水の甲府市中占有を村々に納得させるのは無理という、藤村にとって全く不本意な結果となったからではあるまいか。

その上、用水路の通る村々だけでなく、取水の影響をうける荒川流域村々からも反対運動が起った。明治八年五月、巨摩郡第五区区长横山精義から、用水路改修による取水量増加を心配した願書に対し、藤村は、これまでよりは「聊か余分通水ノ筈」ではあるが中下条村

(現敷島町)以南に障害はない見込であり、「此段市中用水引入ニ付テハ山宮村近傍右堰路関係ノ村々ニ於テハ兼テ市中用水ノ欠乏ヲ察シ、田方養水ヲ減シ田方畑ニ換ヘ候向モ有之、偏ニ艱難相救フノ道義ヲ重シ夫々及心得候次第ニ付、其区内各村ニモ相当交際ノ情誼不相失候様注意可致事」と回答した。

この回答に地域の人は納得できなかっただけでなく、引用部分に協力するのは当然だとの語調は、地域の人々を怒らせたに違いない。『甲府市水道拡張誌』に収録されているように、不承服の上申書が相次いだ。これに対し藤村は高圧的態度をとつたらしく、松島村戸長三井幸一郎は県令の不興を買い投獄されたと、同家に伝えられている。

脅しが効かなければ、どうするか。『県史』は何も語らないが、行政文書『明治十一年内務省指令留第三』のなかに奇妙な文書が二点含まれている。一つは「田養水ノ為メ河流ヲ分水スル儀に付伺(明治一・一・二六)」で、これは、一つの河川から灌漑用水を得ている甲乙二村があり、上流甲村があらたに用水堰を設け取水しようとしたのに対し、下流乙村が故障を申し立て、県が調査したところ、甲村の新用水の乙村への影響は少ないと見込まれる場合、用水新設を県が認可して良いかと内務省へ伺った文書である。

案件に個有名詞のない伺書は異例だが、これに対し内務省は、半年後の七月一〇日にあくまで両村の協議にまかせ、県令は介入すべきでないと指令している。するとすぐ後、七月一二日に藤村県令は再伺を出した。甲村の試みが公益大であることを述べたほかは前文書の殆どくり返しであるが、これに対しても内務省の指令は前と同様であった。明治十一年は、第五区池田村はから、新甲府用水の

件で上申書が相ついでいる時期であり、件の伺書は、一般論の形で水利権紛争を県令の判断で処理してよいとの内務卿の許可を引出し、これによって甲府用水荒川取水問題に結着をつけようとしたものと、筆者は推測する。だが、内務卿の指令は、藤村の期待に沿うものではなかった。そうであれば流域村々と、府市民の双方を承服させるようなさっぱりした解決はあり得ず、新甲府用水建設は、藤村にとって、『県史』に載せ後世に誇る事業ではなくなってしまったのである。

だが『県史』は沈黙しても、当時の関係者の間では事情は周知の筈であり、藤村が山梨を去った明治後期、用水欠乏が深刻化する段階の新聞記事に、出発点での問題の輪郭をうかがうに足る事実が、次章で見るといくつか紹介されている。

かくして甲府用水改修後も、はやくから夏期には市中飲用水は欠乏を免れなかった。それを示す最も早い史料は、市役所「甲府総町起源書類綴」に含まれたつぎの文書である。

飲用水之配時限違之儀ニ付願

甲府市中飲用水之配之儀ニ付、昨廿二日大宮村迄御出張之上村々江御談示際、該村ニ於テ昨廿二日ヨリ午後五時ヨリ午前第五時迄ヲ夜分之内市街江通水致度旨演説之處、右時限ノ義私共ニ於テ承知仕帰町之上右之旨戸長内田吉邦ヘ申聞候処、水配時限従前ニ反シ市街一同揺動ヲ勢釀スヘクニ付、自己之取斗不相成旨申聞有之余リ私共之至ラサルヨリ失錯生シ候間、水配時限之義者従前之通ニ御取極メ被下度、村々至急御談示被成下度相願候也

明治十二年七月廿三日 山県平三

野沢宗辰

西山梨郡長八代駒雄殿

前書水配時限従前ニ反シ差支相成候間、至急村々江談示被成下
度奥書ヲ以申上候也

甲府総町

戸長 内田吉邦

この文書により、これ以前もうすでに、給水時間制限があったことが判る。それが村々の要求で市中への通水が夕方五時から早朝五時までの夜間のみと決まりかけると、これが市街全体の動揺を招くことを恐れた内田戸長から、給水が従前どおりとなるよう西山梨郡長に村々への働きかけが要請されている。

このような給水時間制限が度々だったとすれば、勧業製糸場の操業に相当な支障を来した筈だが、明治一〇年代については、これ以上わからない。だが、これとは別に、甲府用水建設、維持の費用を負担させられながら、勧業製糸場の水車を廻したあとの「余水」を飲まされることについて、甲府市民がどのように感じていたかを窺わせる注目すべき記事が、明治一年に、自由民権運動の機関紙『峡中新報』に連載されている（一五・六・一二〜一三）

……明治八年、今の勧業製糸場を建設するに当り、水車力を以て器械を運転せんと目論見より、遠く荒川の上流大宮村より分水し、県庁の北より甲府に入り製糸場の西北隅に噴出して水車の運転を致す。その余水を甲府市中に注通して飲用水となる事とはなれり、之を右用水を汲用する都合十九ヶ町の人民に課出し、猶ほ年々修繕費を課出したる額は、明治十一年三月より十五年二月迄に一七九〇円五〇銭なりとか……

このように勧業製糸場水車と甲府用水改修・費用負担の関係を直

截に語ったあとに、一五年の用水路臨時修繕の費用六、一二〇円の賦課に対する市民の不服の理由をつづけてつぎのように述べている。

本来此の水路は飲用水路とは唱ふるものの、主に勧業場の、水車用に供するため設けたる者にて、市中とても其余益を受けざるにあらざるを以て是迄は其費用を支弁し来りしと雖も、往々其水路に勧業場より起る不潔物を混じ、飲用水の健康に害あるを免見したる上は、速かに其毒害を除くか、又は其費用を出すを拒むは当然の理にして、聞くところによれば是迄の間に製糸物より出る最も臭穢なる蛹の水路を壅塞したるか如き現証一二にして足らずと云ふ……

さらに不満が市民の間でつばやかれても「敢て公然之を当路者に責むる者なきに、独り柳町の伍長諸氏のみ之を不当として町役所に向つて再議を求め」抗議しようとしている模様を伝えている。

明治時代、市中には旧外濠を利用し流末は濁川に合する南北三本の下水路があり、市が管理していた。⁽⁸⁾ 勧業製糸場の排水もこれに流されていた筈で、新聞記事のようなことが日常的に起っていたとは思えない。しかし、勧業製糸場の「余水」を飲まされながら費用を負担させられることへの不満が、市民の間に内訌していたことは、これで確かめられる。

明治一二年に名取雅樹が辞任した後の勧業製糸場の経営については、県統計書の数字以外にはほとんどわからない。明治一七年一月一二日火災で工舎を焼失（山日一七・一・一四）したあと県は、勧業製糸場は模範工場としての役割をすでに終えたものの、折角得た製品の価値を亡すにしのびないと、民間に残存施設・敷地を払下げ再建させることにして、建設当初の大蔵省委託金・内務省貸下金の返

済残額一〇、五〇〇円の棄捐を大蔵省に願出、承認をうけた。⁹⁾そして北巨摩の県会議員八巻九万らが払下げをうけ、これまでの名称を引継ぎ工場を再建するが、県営勸業施設としての歴史は終わったと云ってよい。だが、勸業製糸場創業のための甲府用水改修時の無理は、むしろこれから後に甲府市政と市民生活に深刻な影響を及ぼすことになるのである。

注

- (1) 「明治十年内国勸業博覧会出品解説・第四区」三三〇三五頁。「同上図式」二五〇二六頁
- (2) 明治十年十一月七日製糸場再築経費御貸下之儀申立(県立図書館県行政文書『明治十年内務省指令書 人』)
- (3) 明治十三年御巡幸上奏書(『山梨県議会史』第一卷一〇一頁)
- (4) 府県勸業急務五カ条(国立国会図書館『前田正文文書』所収)
- (5) 山口和雄『明治前期経済の分析』(東大出版一九五六)一〇五頁
- (6) 明治九年都留郡盛里村の例(『県史』四卷六七八頁)
- (7) 『山梨県議会史』第一巻議員略歴、三井幸一郎の項
- (8) 下水地取締りについて(『山日』明治二六・五・一二)
- (9) 勸業製糸物場分ニ付御委託金棄捐之義上申(『明治十八年大蔵省指令留』)
- (10) 再築開業式は明治一七年八月八日おこなわれ、各工女に桑

の葉に繭を染め描いた揃いのゆかた一反、かんざし、折詰を与えするという盛大なものだった。(山日一七・八・九)。だが建築仕様は前とは変わり、外部は板壁、器械も木製、工女も二〇〇人に規模を縮小し(同一七・四・七)、経営者も転々とし、明治三五年取りこわされた。

二 水不足と製糸業

明治二〇年代に入ると、夏の甲府用水の不足は深刻さを増した。第一の要因は人口の増加で、幕末元治元年一、〇七一人だった市中の人口は、明治一年には二一、三二五人、市制施行の明治二二年には三一、一二八人、三五年に四万人台、四二年には五万人台に達した。¹⁰⁾この人口増加には、勸業製糸場創設が刺激した市中での製糸工場の増加自体も一役買っているが、製糸産額増大は繭を煮るための上水需要をも増大させた。市内の大手の製糸家で明治一九年には米国へ市場調査にまで出かけた風間金八は、全体の製糸改良にも熱心で、この頃書いたらしい『製糸要論』と題した遺稿がある。これには「使用水は蚕繭に次いで欠くべからざるものにして、当初其水質を精選せざるべからざるは勿論、殊に多量に消費すること女工一人前一日凡そ一石を使用し、百人取り製糸場なれば即ち百石を要すとの理なり、故に用水百石を溜め置くべき大桶或は大函の設けなかるべからず」とある。この上水の大口需要者である製糸工場の増加は、市民生活の需要と当然に衝突を引き起こした。しかも水供給の方は、甲府西郊での農業用水需要の増加により、かえって苦しくなっていたらしい。田植に続く稲の生長期には、市中への水は夜間しか供給されないという深刻な事態と、そのための紛争の記事が

新聞紙上に目立ちはじめ。明治二二年七月二日の『山梨日日新聞』は、三日町の住民が、夜明けに井戸（町角の用水を溜める石で疊んだ水汲場）に来てみると井戸が乾いており、柳町の井戸には水が来ているのに変だと思つて調べて見ると「近傍の製糸屋において夜半人の寝静まるを待ち、密かに来りて汲取ることと分かりしゆえ、各家大いに苦情を唱え、なお斯くのごときことをするのなら、今後は嚴重の掛け合ひに及ばんと言ひ居る由」と報じている。

こうなると飲用水を甲府用水に頼ることはできないので、水を買つて飲む者が市民の中にふえていった。その水は、露木氏の『三ツ水門』によれば、千秋橋の近く、荒川の東堤防の外側の井戸から汲んだもので「御膳水」と呼ばれ、水売りにより市中に配達された。「御膳水」の名は、明治一三年明治天皇巡幸の際、御膳に供する水を県庁が水質試験をして選んだことから由来した。この水が争つて求められるようになったのは、明治一五年のコレラ流行以後らしい。

こうなると市中の製糸家は、繭を煮る水の心配だけでなく、製糸工女の飲み水も「工女一人に付毎年十銭宛の水料を払ふことなれば、百名乃至数百名を使用する各製糸家にありては其費額極めて莫大」ということで、「さればこの際水道改修の実行に着手したらんには、一時の費用は大なるべきも各自永遠の利得は多からんとの意見を有する向きもある由」（山日二三・三・二四）と、製糸家にとって近代的水道建設がすでに切実な課題となつていた。甲府市会も、明治二五年には水道敷設調査費五〇〇円を計上していた。だが市制施行直後の甲府市政は、この大問題に本腰を入れて取組めるような状態ではなかった。

明治二二年市制施行当時、甲府市中用水路は水路沿い村々と甲府

総町との分水をめぐる紛争調停の配慮から、西山梨郡長の管理下にあった。これを市に移管して改良を計ろうという案が、二二年一月発足早々の市会に若尾逸平市長から提案された。ところが市会では、用水の利益にあずかるのは市内でも二町だけで全市民ではないとの理由で否決されてしまった。だが、これは表向きの反対理由よりも、むしろ当時甲府市会を混乱させていた政争のためであった。

発足早々の甲府市会は、東派・西派に別れて争つていった。その色分けと発端が何によつたのか確かめられないが、市会の混乱紛糾が長引いたのは、当時「壮士」と呼ばれた多くは議員でなく選挙資格も持たない政治活動家たちの介入のためであったことが、ほぼ間違いない。かれらは帝国議会開幕を前に、藩閥政府打倒を目指す自由党に連なる勢力の地方での伸長を謀り、新聞発行、演説会開催などに努めていたが、それだけでは身が持たず、市町村会選挙や審議、小作争議その他さまざまな揉めごとに頭を突っこみ、糊口の機会としていた。詳しくは拙著『やまなし・明治の墓碑』にゆずるが、のちの甲府市長斉木逸造もそのリーダー格であった。中央での政権奪取を最終目的とする壮士たちが、市会の選挙や審議に過剰なまでの関心をもつたのは、当時の制度では、府県会議員選出が複選制で、市郡会議員の互選で決つたためであろう。

壮士たちは意向に従わない議員に市会欠席を求めて議場内外で脅迫をくり返したため、これに嫌気がさした議員たちの辞職があい次ぎ市会には麻痺状態となり、名誉職参事会員若尾市長まで辞表を出し、ために二三年度予算は議決できず、支出は公借金で賄うという始末で、ついに二三年三月には市制一二〇条の内務大臣命令による市会解散・再選挙がおこなわれた。その後も壮士の干渉は止まず、再選

後の市会も変わりばえしなかった。

明治二五年二月第二回総選挙では、当選した葉袋義一代議員が自由党に入らず吏党とみなされた国民協会入りしたことで壮士たちが激昂し、七月一〇日甲府での葉袋の弁明演説会は大荒れとなった。

甲府警察署が葉袋を守るために数十人の警官を会場に派遣したことを怒った壮士たちは、市会に駐在所費全廃を建議し、市会はこれをそのまま議決するという珍事にまで至った。さすがにこの俣ではまず、翌年中央で政府と自由党が歩みよる気運が生ずると、甲府市会でも駐在所費の復活が議決され、市会は漸く正常化された。懸案の用水路の甲府への移管も二六年一月の市会で漸く可決され、用水に関する決議機関として市中用水区会が設置され、用水の維持、費用徴収の体制が曲がりなりにも整った。

しかし、数年にわたった市会の混乱で、市中の名望財産家が市會議員になることを避け、選出されても会議に出席しない傾向は改まらず、かれらのいない市会では、上水道建設のような膨大な経費の見込まれる事業を発企するのは難しい状態がつづいたようである。

この間に用水の管理自体も悪化していたため、二六年には「近來聞く処に抛れば、目下市内の飲用水は上蓋なきため、上流中巨摩郡吉沢近傍に於て種々の汚穢物を投入するのみならず、肥桶に人糞の付きたるを洗濯する等は常の事にて、夏期に至れば稲田に用ひたる腐敗水を飲用水路に流し込み、殊に甲府市内に入りても橋町近傍の水路に蓋のなきがため、少しく風あるの日は用水に塵芥を吹込む等のことありて、実に不潔極まる次第なるが、如斯不潔の飲用水を用ひながら従來曾て大害を蒙むりたることなきは実に幸なることなれ」（山日二六・四・一九）という惨状となっていた。それでも貧しい

市民はなおこの水に頼らざるを得ず、同年恒例の水不足の季節になると市役所はつぎのような注意を市民にたいしておこなっている。

本月中旬以来降雨稀にして、荒川其他河川の水量甚しく減少、加之目下田方仕付の爲め、各村々に於て其堰切を厳にして之れが爲め本市飲用水の如きも其量を減したること少なからず、故に水配に關し及限り手配をなすと雖も、充分の目的を達すること能わず、今該水源以降の各地挿秧の実況を見るに、西山梨郡大宮村山宮組に於ては凡そ十分の九、同湯村組に於ては凡そ十分の三了りたるに過ぎず、其余の村落に於ても概ね之に類すの現況なるが故に、今日以後全く該仕付を了るか若くは降雨の潤沢を得る迄の間は、本市用水の如きも此上尚ほ一層の水量を減し、或は全く水切となることあるも計難く、就ては市内用水使用者に於て予め之に注意し、不時の欠乏に迷惑せざる様成るべく準備すべし、右為念報告す

廿六年六月廿九日 甲府市役所

（山日二六・六・三〇）

この中で製糸家と市民の水争いはますます激しくなり、同年七月二一日の『山日』記事は、三日町の製糸家が、毎朝近所の人々が起きだす前に、人夫を使って町内数カ所の「井戸」を汲み干し、近所の人々が米の磨水にも差支えて立腹し、暴状をなじった事件を報じている。そして、水汲みを断られた製糸家は「隣町より担ぎ来る用水にて製糸するも、一梱の水費五円の上に出て、荒川より汲入る時は七円を下らざりしと、実に莫大の費用と云うべし」（同二六・九・五）と生産コストの上昇に脅かされるに至った。

上水道建設問題の見通しがつかない中で、水不足への対策に、

製糸家の間で、舞鶴城の濠を浚渫して貯水池とすることが協議されたが、實際濠の水を使ったところが、「光沢を損じ、デニール意の如くならず、良繭を以てして糸質粗悪なるもの出来し普通品より百弗を下げ辛じて販売」(山日二九・四・二一)の結果で沙汰やみとなった。

県も、甲府市の深刻な事態を放置できず、明治三十一年八月、小野田元熙知事はまず市内製糸業者から事情を聴取し、つづいて八月四日望仙閣での用水区会に臨み、起債による上水道建設に向けて市関係者の努力を促す演説を行った。要旨を紹介すると、自分は来県して、甲府市の製糸産額が一年三〇〇〇〇捆一〇〇〇〇万円を超えているのに、使用水を車で運ばねばならぬ不経済に驚き、属僚に損害額を見積らせたところ、とくにひどい山田町三日町辺の工場では、生糸一捆につき二五円、渇水期間三〇日と仮定して一、二〇〇円に達することを知った。いま糸価が高騰しているのに水不足で操業不能のため、製糸家の損害だけでなく、二〇〇〇人余の工女が失職している。市民の日常生活も、風呂にもろくに入れず、いま火事になつたら全くお手上げである。金のある者は水を買っているが、ないものは、自分で遠くから荷担するが、そうでなければ「夜間偶々僅少の汚水の通ずるに際、争い汲んで之を使用し、其健康に害ある如きは之を顧みるの逞なき」で、その様は「深夜早曉市人相踏躓し殆ど餓虎の肉を争ふ如く」で、これが鉄道馬車が走り、近々電燈も灯る県都の姿とは思えない。用水の実況を知ろうと踏査したところ、荒川山宮取入口では水量は豊かなのに、下で全く枯渇するのは、内務省技師バルトン(W. K. Burton)の調査報告にあるように、水渠不完全と灌漑水濫用のためである。しかも、農民との間に引水量の取

決めもない。日本では古来水利では農業優先で、甲府用水を「明治八年先進藤村氏が其巨手大腕を以て、特に地方行政官の権力広大にして市町村の権利微弱なる時に合せるにも抱はらず、現在の甲府市用水路を開鑿するに際し、之を市専用の水路とする能はず、上流灌漑の余水を以て甲府市の用水に供するの条件に依り僅かに之に成功することを得たるは、蓋し旧来の慣行上、勢の止を得ざるものありしに因らざるばあらず。故に今に於て農民の濫用を制せんとするが如き、之を徳義に訴ふべきも、之を権利として争ふことは頗る困難なるを免れず、此困難に打勝つの方法は總ての姑息策を排斥して明治二十三年法律九号により水道を設置して灌漑用水と市の用水と各別に区分するの一方あるのみ」と結論した。

三三年七月には甲府市水道調査会が発足し、専任技手の聘傭も取沙汰された。しかしこの夏の水不足はとくに深刻だったようで、製糸工場は休業の方が損失が少ないと、盆休みを平年の二日から四日に延ばしている。一日僅か五時間の給水維持のため、市はこれまでも千塚・山宮地区農民の機嫌をとらねばならなかったが、地元の水番人夫に賄賂的に心付けをしないと通水を妨げられ、その手当てで用水費用は高木市長時代(明治二三・五〇・九)三〇四〇〇円から一、七〇八〇〇円に上ってしまったと新聞記事(山梨民報三三・八・八)は伝えている。

そして、八月には県と市の衝突までおこった。中巨摩郡池田村から田用水不足を緩和するため、甲府用水のために荒川上流に設けた堰の切下げ申請が出され、これを加藤平四郎県知事が市と協議せず認可した。市は、三〇年五月、当時の桜井勉知事が、中巨摩・西山梨両郡長にあてた訓令一八六号を根拠に、現状変更には市長と協議

が必要と抗議したが、加藤知事は、市は恩恵的に「余水」を貰っているだけで、協議を求める権利はなく、恒久的に分水法を定めるなら別だが、臨時の措置の場合には協議は不要とつづねた。この紛争に対し『山梨民報』は市の立場を擁護し、憲政党（自由党）系の『甲斐新聞』は県を弁護する論陣を張っている。そして『民報』は県が堰切下げを認めたのは、元自由党幹事の加藤知事が、憲政党（間もなく政友会となる）党勢拡張のために、池田村大地主三井梧六の便宜を計ったものと解説している（三三・八・二二）。

この結着はどうなったのか、よくわからないのだが、この年末、もう一つ用水問題で製糸家と市民の紛争がおこった。それは、大手の製糸家風間金八が、水門町に四〇〇人取の大工場を計画し、構内に二つの貯水池を作り、これに飲用水路から引水するため、「尺桶」の敷設を市役所に出願したことからはじまった。出願は飲用水の爲ということなので、一月二六日の市参事会を許可の意見が多かったが、一人が慎重調査を主張し、この日は決議に至らなかった（山日三三・一二・一）。そのうち市内各町有志が動きだし、一二月六日、山田・八日・金手・穴山・工・若松・連雀・上下一条・紅梅町など四〇〇名余が連署した「用水使用に関する上申書」が市役所に提出された（同一二・七）。

この文書は、甲府用水が夏期しばしば断水し、市民衛生上重大問題となっているのに、水門町に新設する工場に用水引込を許可すれば、「上流咽喉の地に於て多量の水を吸収せらるるは必然の勢なれば市民が之れが爲めに蒙る所の困難は実に非常にして、従来の経験に依れば上流に於て多少の通水を見るも、下流に於ては一滴の水を得る事能はざるは常に見る所なり」と、不許可を求めたものである。

この文書で「飲用水は之を他に仰ぐとするも、汚物洗滌、道路撤水等」に必要な水が得られないと述べているところからこの時点で甲府用水は飲用には役に立たなくなりかけていたことがわかる。それから「従来用水管理上多量の水を使用する者に限り特別の許可を与え、或は之を奨励するの形跡なきに非ず」と述べているところから、用水管理費が大口使用者の使用料に依存していた事情も窮うことができる。中流以上の市民は御膳水を買ひ、用水路に飲用水を頼るのは貧民だけとなれば、用水費の一般市民からの徴収はほとんど無理となっていたのだらう。そして大口使用者の新規申込みを市が拒みにくいもう一つの理由は、発端にさかのぼり、明治八年甲府用水改修が「勸業製糸場設置の當時にありては、寧ろ用水は主として此の製糸場の用に充てんとし、市民の使用は第二にありたるが如き有様」であったことが『山日』一二月六日の解説的記事で語られている。

このあと、柳町の自治会的団体「公親会」も製糸工場の用水引入絶対反対を決め、提出する意見書に会員の連印をあつめている。（同三三・一二・一四）。この紛争がどう結着したかははっきりしないが、翌三四年四日の『山梨民報』記事によると、風間製糸場は「市民多数の反抗あるにも拘らず之れ（大工場建築）が遂行を為さんとて工事に着手せしが折柄全国の金融は日一日に不振の一方に傾きたるより……或は同家の破産を見るやも斗りがたし」（三四・三一七）と苦境に陥っている。

風間製糸場破綻の主因が用水問題だったとは云いきれないが、これが甲府製糸業全体の発展を制約したことは、これまで述べたところから明らかである。

繭を煮る水にこと欠くのだから、動力としての水車利用はなおさ

ら困難になった。明治前期に、器械製糸の動力は全国的に水車が多かったが、甲府では、勸業製糸場も、明治二〇年代に入れば、夏期の水車運転はほとんど無理だったと思える。明治一〇年代末水車動力は勸業製糸場のほかには三ツ水門からの別の水流を利用する矢島製糸（太田町）だけであった。それが県統計書で二〇年代中頃水力が六〇九工場あることになっているのは理解に苦しむが、いずれにせよ、二〇年代後半から三〇年代にかけて休業続出で、一日七、八銭から三〇銭の賃金を得て家計を補っていた市中細民の婦女子を「近來製糸家一般休業したるを以て、之等の婦女子は多くは去って信州、八王子、上州等に製糸工女として雇わるる約束を結び、前金として三元乃至五円を借りて一時父兄の急を救ひ」（細民生活の状態一六・甲府市「山日」三一・五・一五）と県外へ出稼に向かわせることとなった。

そして動力でも、二七年風間製糸場が蒸気動力となったのを最初として、三〇年には二三工場中、勸業製糸場をふくめ一九工場が蒸気動力に変わった。だが蒸気力導入は、燃料消費で新たな困難をもたらした。すでに明治一五年に、県は「勸業製糸場薪材として官林立木松下之義ニ付伺」の文書で「本県勸業製糸場之義ハ日々薪材ヲ要シ可申、就テハ是迄近在山林ニテ相需メ来候処、追々欠置ヲ告ケ目下既ニ必至差支候ニ付」と金桜神社上地三等官林立木九〇〇〇本伐採松下を申請している。この文書は、維新以降の生産と生活の変化で、明治一〇年代中頃には、すでに甲府近傍の里山がハダカになりかけていたことを想像させるが、二〇年代の製糸工場の蒸気動力化は、これに当然拍車をかけるものであった。

かくして、明治前期に藤村県政の尖兵として創設された勸業製糸場に刺激され、急速に発展した甲府製糸業は、用水と燃料の両面からの制約と、本稿では触れなかったが技術改良と労資関係改善努力の不十分さで、明治後期頭打ちとなった。そして山梨県内から、明治一〇年代末以降に産繭が、二〇年代末以降に工女労働力が隣県諏訪地方に吸引され、三六年の鉄道中央線の開通、大正二年の上水道完成によっても、甲府製糸業は全国的地位の低下を挽回することは出来なかった。

注

- (1) 『甲府略志』二一一～二二二頁。
- (2) 風間金八遺稿『製糸要論』（一九三三）一六頁。
- (3) 露木寛『三ツ水門』御膳水のはじまり。なお御膳水の値段は、明治二〇年代末で、一手桶六〇〇九〇銭、井戸からの距離に値段が比例している。（同書一八七～八頁）。
- (4) 前掲市史第一章四節。
- (5) 財産を有する者は多く議員たらんとせず、議員たらんとする者多くは財産を有せず云々（『山日』三八・五・五社説「市会議員改選と有力者」）
- (6) 水道条例（明治二三・二公布）水道用地には国税・地方税が免除される。（第五条）
- (7) 風間製糸場は明治後期県下最大の製糸工場であったが、明治三九年（工女数四三二人）を最後に県統計書から姿を消した。

（市史編さん専門委員）